誓 約 書 の 提 出 に つ い て

岐阜県総合医療センター職員の採用にあたっては、採用の日から起算して6ヶ月間を試 用期間とし、試用期間を経過した後に本採用とする予定です。

このため、職務に精励する誓約とともに、この試用期間の運用に同意を頂く必要がありますので、別紙「誓約書」に署名捺印のうえ提出してください。

<就業規則抜粋>

(試用期間)

- 第11条 新たに職員として採用された者については、採用の日から起算して6月間を試 用期間とし試用期間を経過した後に本採用とする。ただし、理事長が必要と認める時 は、この期間を短縮し又は免除することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事長が特に必要と認めるときは、試用期間の開始後1年 に達するまで、試用期間を延長することができる。
- 3 試用期間は、勤続年数に通算する。

(解雇)

- 第23条 理事長は、職員が次の第1号から第7号まで若しくは第10号のいずれかに該当するとき又は法人が第8号若しくは第9号のいずれかに該当するときは解雇することができる。
 - (1) 勤務成績が著しく良くない場合
 - (2) 業務に起因しない精神若しくは心身の障害、虚弱又は疾病のため、職務の遂行に 著しく支障があり、又はこれに堪えない場合
 - (3) 前2号に規定する場合のほか、その職務に必要な適格性を著しく欠く場合
 - (4) 成年被後見人又は被保佐人となった場合
 - (5) 禁錮以上の刑に処せられた場合
 - (6) 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した場合
 - (7) 試用期間中又は試用期間満了時に本採用が不適当と認められる場合
 - (8) 法人の著しい経営悪化、大量の業務消滅等の事情により、配置転換先がない等の 状態で雇用の継続が不可能なとき、その他経営上やむを得ない事由により解雇が必 要と認めた場合
 - (9) 天災事変その他やむを得ない事由により法人の事業継続が不可能となった場合
 - (10) その他前各号に準ずるやむを得ない事由がある場合

誓 約 書

わたくしは、地方独立行政法人岐阜県総合医療センターの職員としてその職責を全うするため、職務に精励することを誓います。

なお、試用期間中に充分職務が遂行できないと判断された場合、又は解雇理由に該当した場合には本採用されないことに同意します。

令和 年 月 日

氏 名 印